



当会会員 中城 由貴 (64期) ●Yuki Nakajo

本コーナーでは、一般的な国内法律事務所を飛び出して働く弁護士に、勤務の実態等を紹介していただきます。

1 略歴

私は、2011年12月に弁護士登録（新64期）をし、翌年1月からTMI総合法律事務所（以下「TMI」という。）に所属し、現在はTMIの北京オフィスを赴任しています。

2 北京赴任のきっかけ

私が就職活動をしていた2010年当時、一部の大手事務所では海外オフィスへの赴任を条件に採用する例もあったと聞いていますが、TMIではそのような採用は行っていませんでした。私自身も、欧米のロースクールに留学することを除き、法律事務所に入って海外で働くというイメージは一切持ち合わせていませんでした。

実際、入所から2年余りの間は、M&A等のコーポレート業務を中心に駆け出し弁護士として慌ただしい日々を過ごしていました。

そんな中、東京、北京および上海の中国チームを統括しているパートナーから、北京オフィスへの赴任を打診されたのが、駐在することになったきっかけです。

3 赴任前の懸念等

中国赴任を検討するに際して最も懸念したのは言語と大気汚染の問題です。

中国語については、（私が通っていた大学の一般的な学生に比べれば）第二外国語として比較的真面目に勉強していましたが、それも20歳までのことです。28歳で赴任するまでの約8年間、一切中国語は使っていなかったことから、ゼロからのスタートに近い状況でした。そこで、赴任後約4か月間は「午前中は大学で中国語を勉強、午後は執務」という生活スタイルを採用することにしました。

大気汚染に関しては、個人のできることもできないので、諦めるしかなかったというのが正直なところ。赴任する時点で妻が第一子を妊娠中であったため、子どもが無事に生まれて飛行機に乗れるようになるまで、単身赴任をすることにしました。

なお、弁護士としてのキャリアとの関係では、TMIの先輩やパートナーから、是非行くべきだというアドバイスと慎重に検討すべきというアドバイスのいずれも貰いましたが、個人的には「まだ20代だし、数年行ってみて自分の目で見極めよう」という考えでした。

4 勤務実態

以上の次第で、私は2014年8月下旬に北京赴任を開始しました。

業務内容としては、日系企業に対する中国法全般のサービスが約8割、中国企業に対する日本法のサポート（対日投資案件等）が約2割です。日系の大企業は日本語を使いこなす中国人の社内弁護士を現地法人の法務部に抱えていることが多いため、東京オフィスに比べて規模の小さい企業からの依頼が比較的多いと

感じています。

執務時間の長さとしては、東京オフィスに勤務している際は終電を過ぎても執務することが珍しくなかったのに対し、北京オフィスでは終電を過ぎるまで執務することはほとんどありません。他方で、東京オフィスに勤務している際は「多数のアソシエイトのうちの一入」としてパートナーから与えられた仕事を担当するのが主な業務であったのに対し、北京オフィスでは代表として営業活動に時間を費やす割合が増えているという違いもあります。

5 北京で働く日本人弁護士

現在、北京に駐在している日本人弁護士の人数は、(わずか?)十数名です。

北京にいる弁護士と公認会計士で構成される「北京弁公会」や、弁護士と企業の法務部の担当者で構成される「北京法務会」等の活動での交流にとどまらず、プライベートでも弁護士同士で親交を深めています。相互に同業のライバルという意識は希薄で、海外で頑張っている同志という感覚が強いように感じています。

6 北京への赴任で得たものと失ったもの

現在、北京に赴任して丸2年が経過しました。この2年を振り返って、得たものと失ったもの(東京にいれば得られたと予想されるが、北京では得られなかったもの)があります。

得たものとしては、①海外でのリーガルサービスの現場に飛び込んで、ニーズや課題を肌で感じ取ったこと、②中国人クライアントの思考プロセスを理解することができたこと、③(北京に在住している日本人が少ないため)日本では容易に接点を持つことができないような大企業の役員や、現地で精力的にビジネスを行っている方との人脈を築けたこと、④語学力の向上が挙げられます。

他方、失ったものとしては、①日本法の最新の実務に触れる機会が得られないこと、②日本のクライアントとの関係が希薄になってしまったことが挙げられます。

7 今後のキャリアを考える際に検討すべき事項

中国では、同一の法令に基づく手続であっ

ても地域によって実務運用が大きく異なっており、リーガルサービスを提供するに際してはその地域の運用を理解しておくことが重要です。そのため、たとえある時期に中国の一都市で実務経験を積んだとしても、その経験は必ずしもほかの地域で通用するとは限らないということになります。また、中国の法令や実務運用は頻繁に変更されることから、日本への帰任等で一定期間中国を離れてしまうと、赴任時に得た実務経験が短期間で利用価値の低いものになってしまう可能性が高いという問題もあります。

上記のような問題を踏まえて、私は、中国法務のスペシャリストになるのであれば、10年程度のスパンで長期的に駐在するという選択が合理的だと思っています。もっとも、そのような選択をした場合、日本法の専門分野を確立することはできず、実務経験も積むことができません。

また、弁護士としてのキャリアだけでなく、家族のことも考えなければなりません。大気汚染は徐々に改善しているとはいえ、日本の安全基準を超過する日が多く、体への影響は軽視できません。特に、私のように小さい子どもを連れて赴任している者にとっては、子どもへの影響は非常に心配です。さらに、子どもの教育環境は、個人的にはやはり日本が優れていると思います。中国でもハイレベルの教育を受けさせることは不可能ではありませんが、インターナショナルスクールでは、(学校によるものの)月謝が約1万元(為替レートにより15万円~19万円程度)と非常に高額です。

自らの弁護士としてのキャリアをどうしたいのか、家族の意向や子どもの教育をどうするのか、といった事情を総合的に考慮して、今後のキャリアを考えている状況です。

8 おわりに

海外で勤務する日本法の弁護士はまだ非常に少数だとは思いますが、ニーズは間違いなく存在しているため、今後確実に増加していくのではないかと思います。海外赴任に興味のある方にとって、私の経験が少しでも参考になれば幸いです。

■